

○財務省告示第三百八十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十一年十一月十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年十二月四日 財務大臣 藤井 裕久

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第二回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び

五 募入決定の方法 争入札発行（以下「国債市場特別参加者・第II非価格競争入札発行」という。）に、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第II非価格競争入札発行」という。）

イ 利回り競争入札発行 各申込みのうち応募額を順次低いものからその応募額を順次低い

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日を以て、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成六十一年三月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成二十一年十一月十三日
十六	償還期限	平成六十一年三月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成二十一年十一月十三日	
十七	償還金額	額面金額百円につき百円	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成二十一年十一月十三日		
十八	元利支	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成二十一年十一月十三日			
十九	入札参加	財務大臣から通知を受けた者	平成二十一年十一月十三日				
二十	払込期日	平成二十一年十一月十三日					